

業務再点検結果報告

| | |
|---------|--------------------------|
| 部署名 | 東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所 庶務課 |
| 部署の業務内容 | 事務所内における庶務関係業務及び経理関係業務 |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 | |
|---------------------------------------|----------------|--|---------|---|
| 基本的な視点 | 総論 | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○ | 局から配付のあった「接遇の手引き」の配付、挨拶の徹底等について、課員へ周知した。 |
| | | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | × | |
| | 苦情、要請等への対応 | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | 苦情、要請等については、上司と相談し対応することになっているが、点検の結果、直接、国民からの苦情、要請はなかった。 |
| | | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。 | ○ | |
| | | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | × | |
| | | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。 | — | |
| | 政策の目的・効果に関する説明 | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | × | 課の業務を点検した結果、直接、政策に関する事項はなかった。 |
| | | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | × | |
| | | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | — | |
| | | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。 | × | |
| | | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | — | |
| | | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。 | × | |
| | | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | |
| | 農業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。 | × | 課の業務を点検した結果、直接、該当する事項はなかった。 |
| | | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。 | × | |
| 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。 | | × | | |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 | |
|---|---|--|---------|----------------------------------|
| 食の安全業務についての点検 | 総論 | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。 | × | |
| | 業務の見直し | BSE発生後業務の見直しを行ったか。 | - | 課の業務を点検した結果、直接、食の安全に関連する事項はなかった。 |
| | | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。 | - | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | - | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | - | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか） | - | |
| | | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。 | - | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。 | - | |
| | | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。 | - | |
| | | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。 | - | |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | - | | | |
| 影響可能性の確認 | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。 | ○ | | |

| | ご意見の内容 | | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|---|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | | / | |
| | | / | |
| | | / | |

業務再点検結果報告

| | |
|---------|--|
| 部署名 | 東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所調査課 |
| 部署の業務内容 | 国営土地改良事業の実施に関する基礎的調査(経済効果の測定、土地その他の開発資源、土地利用計画、営農計画の策定)及び国営事業完了地区の事後評価に必要な調査、分析に関する業務を実施 |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 |
|--------------|--|----|--|
| 総論 | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○ | 局から配付のあった「接遇の手引き」の配付、挨拶の徹底等について、課員へ周知した。 |
| | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | × | |
| 苦情、要請等への対応 | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | 苦情、要請等については、上司と相談し対応することになっているが、点検のきっかけ、直接、国民からの苦情、要請はなかった。 |
| | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。 | ○ | |
| | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | × | |
| | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。 | — | |
| 基本的な視点 | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | 耕作放棄地対策、水田等有効活用市町村キャラバンを局とタイアップして実施。 政策について意見交換を行う時は、農政局担当と一緒にしている。 特に苦情は聞いていないことから評価されていると考えられ 意見交換での意見は農政局で整理を行い、本省に上げていると思われる。 |
| | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | |
| | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | ○ | |
| | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。 | ○ | |
| | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | × | |
| | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。 | — | |
| | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | |
| 農業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。 | × | 課の業務を点検した結果、直接、該当する事項はなかった。 |
| | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。 | × | |
| | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。 | × | |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 | |
|---|--|--|---------|----------------------------------|
| 食の安全業務についての点検 | 総論 | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。 | × | |
| | 業務の見直し | BSE発生後業務の見直しを行ったか。 | — | 課の業務を点検した結果、直接、食の安全に関連する事項はなかった。 |
| | | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。 | — | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | — | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | — | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか） | — | |
| | | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。 | — | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。 | — | |
| | | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。 | — | |
| | | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。 | — | |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | — | | | |
| 影響可能性の確認 | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。 | ○ | | |

| | ご意見の内容 | | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|---|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | | / | |
| | | / | |
| | | / | |

業務再点検結果報告

| | |
|---------|--------------------------|
| 部署名 | 東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所 計画課 |
| 部署の業務内容 | 青森県内国営事業地区の調査・計画に関する業務 |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 | |
|--------|---------------------------------------|---|---------|---|
| 基本的な視点 | 総論 | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○ | 局から配布のあった「接遇の手引き」の配布、挨拶の徹底等について、課員へ周知した。 |
| | | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | × | |
| | 苦情、要請等への対応 | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | 苦情、要請等については、上司と相談し対応することになっているが、点検のきっかけ、直接、国民からの苦情、要請はなかった。 |
| | | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。 | ○ | |
| | | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | × | |
| | 政策の目的・効果に関する説明 | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。 | — | 政策についての意見交換を行うときには、農政局担当者と一緒にっており、問題となるような事案は無かった。 |
| | | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | |
| | | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | |
| | | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | ○ | |
| | | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。 | ○ | |
| | | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | × | |
| | | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。 | — | |
| | 農業の振興と消費者の利益 | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | 業務発注に関しては、定められた要領等に従って積算しており、問題となるような事案は無かった。 |
| | | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。 | × | |
| | | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。 | ○ | |
| | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。 | ○ | | |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 | |
|---|---|--|---------|--|
| 食の安全業務についての点検 | 総論 | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。 | × | |
| | 業務の見直し | BSE発生後業務の見直しを行ったか。 | — | 安全な農業用水の確保が重要であるが、点検の結果、直接関連する事案は無かった。 |
| | | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。 | — | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | — | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | — | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか） | — | |
| | | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。 | — | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。 | — | |
| | | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。 | — | |
| | | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。 | — | |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | — | | | |
| 影響可能性の確認 | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。 | ○ | | |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

| | ご意見の内容 | | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|---|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | | / | |
| | | / | |
| | | / | |

業務再点検結果報告

| | |
|---------|---|
| 部署名 | 東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所保全対策課 |
| 部署の業務内容 | 国営の土地改良事業によって造成された施設に係わる管理・水利権・保全等に必要な調査及び調整、さらに水利情報等に関する資料の管理・分析及び提供等に関する事務をつかさどる。 |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 |
|--|--|----|---|
| 総論 | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○ | 局から配布のあった「接遇の手引き」の配布、挨拶の徹底等について、課員へ周知した。 |
| | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | × | |
| 苦情、要請等への対応 | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | 苦情、要請等については、上司と相談し対応することになっているが、点検のきっかけ、直接、国民からの苦情、要請はなかった。 |
| | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。 | ○ | |
| | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | × | |
| 基本的な視点 | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。 | — | 政策についての意見交換を行うときには、農政局担当者と一緒にっており、問題となるような事案は無かった。 |
| | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | × | |
| | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | × | |
| | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | — | |
| | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。 | × | |
| | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | — | |
| | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。 | × | |
| 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | | |
| 農業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。 | × | 業務発注に関しては、定められた要領等に従って積算しており、問題となるような事案は無かった。 |
| | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。 | × | |
| | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。 | × | |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 | |
|---|---|--|---------|--|
| 食の安全業務についての点検 | 総論 | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。 | × | |
| | 業務の見直し | BSE発生後業務の見直しを行ったか。 | — | 安全な農業用水の確保が重要であるが、点検の結果、直接関連する事案は無かった。 |
| | | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。 | — | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | — | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | — | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか） | — | |
| | | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。 | — | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。 | — | |
| | | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。 | — | |
| | | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。 | — | |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | — | | | |
| 影響可能性の確認 | 食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。 | ○ | | |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

| | ご意見の内容 | | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|--|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | | | |
| | | | |
| | | | |

業務再点検結果報告

| | |
|---------|--|
| 部署名 | 東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所 保全技術課 |
| 部署の業務内容 | 国の土地改良事業によって造成された施設の保全に必要な調査や計画および調整、施設の機能診断に関する業務 |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 | |
|---------------------------------------|----------------|--|---------|---|
| 基本的な視点 | 総論 | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○ | 局から配布のあった「接遇の手引き」の配布、挨拶の徹底等について、課員へ周知した。 |
| | | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | × | |
| | 苦情、要請等への対応 | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | 苦情、要請等については、上司と相談し対応することになっているが、点検の結果、直接、国民からの苦情、要請はなかった。 |
| | | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。 | ○ | |
| | | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | × | |
| | | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。 | - | |
| | 政策の目的・効果に関する説明 | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | × | 政策についての意見交換を行うときには、農政局担当者と一緒にっており、問題となるような事案は無かった。 |
| | | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | × | |
| | | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | - | |
| | | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。 | × | |
| | | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | - | |
| | | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。 | × | |
| | | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | |
| | 農業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。 | × | 業務発注に関しては、定められた要領等に従って積算しており、問題となるような事案は無かった。 |
| | | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。 | × | |
| 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。 | | × | | |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 | |
|---|---|--|---------|--|
| 食の安全業務についての点検 | 総論 | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。 | × | 安全な農業用水の確保が重要であるが、点検の結果、直接関連する事案は無かった。 |
| | 業務の見直し | BSE発生後業務の見直しを行ったか。 | - | |
| | | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。 | - | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | - | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | - | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか） | - | |
| | | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。 | - | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。 | - | |
| | | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。 | - | |
| | | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。 | - | |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | - | | | |
| 影響可能性の確認 | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。 | ○ | | |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

| | ご意見の内容 | | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|---|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | | / | |
| | | / | |
| | | / | |